

伊勢原FCフォレスト サッカークラブ規約

第 1 条 [名称]

本サッカークラブ（以下「本クラブ」という）は、伊勢原FCフォレスト と称します。

第 2 条 [目的]

本クラブは、以下の目的をもって運営を行います。

【Vision】

- 1、PERSONAL 子ども一人ひとりの人間力を引き出す
- 2、HAPPY 子どもを通じて、保護者と共に学び成長する
- 3、FUTURE 子どもの輝く笑顔と地域活性化の発信基地になる

【Mission】

サッカーを通して選手が自分で考えて行動できるように主体性を高め、人間力に磨きをかけて日本一魅力あるチームを作り、国産木材でスタジアムを作る。

第 3 条 [入会資格]

本クラブに入会するものは、次の要件を備えていなければなりません。

1. 本クラブの目的に賛同し、本規約に同意及び遵守できる者
2. スポーツを行うに適した健康状態である者
3. 本クラブが入会に適すると認めた者（以下会員という）

第 4 条 [入会手続き]

本クラブでは、

1. 所定の書類（入会申込書など）に必要事項を記入と捺印し提出する
2. クラブの定める費用を支払う

第 5 条 [入会金兼年会費及び月謝]

1. 会員は、次に定める入会金・年会費及び月会費を納入しなければなりません。
2. 前項の入会金・年会費及び月会費の金額は、別紙に定める通りとします。
3. 一旦納入した入会金・年会費及び月会費は、理由の如何を問わず返還いたしません。ただし、本クラブがやむを得ない事由に基づくものと認めた場合は、この限りではありません。
4. 退会を希望する者は、退会希望日の属する月までの月会費を納入しなければなりません。
5. 年会費または月会費を変更する場合は、2ヶ月前までに予告するものとします。
6. 自然災害等が発生し一定期間活動が出来ない場合にもクラブの永続的な運営のため、会費は発生するものとする。

第 6 条 [遵守事項]

会員は、次の事項を遵守しなければなりません。

1. 規約及び本クラブの諸規則を遵守すること
2. 本クラブの指導方針及び各コーチの指示に従うこと

第 7 条 [禁止事項]

<p>会員は、次の各行為を行ってはなりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本クラブの内部事情（練習の内容等）を第三者に開示すること 2. 本クラブの秩序・風紀を乱す行為 3. 本クラブの名誉または利益を害する行為
<p>第 8 条〔保険〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会員は、入会と同時にスポーツ保険に加入していただきます。 2. 第 1 項の保険加入手続は、本クラブが一括して代行させていただきます。
<p>第 9 条〔負傷時の処置〕</p> <p>クラブの活動中・移動中における事故・怪我につきましては下記の内容で対応します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 応急処置はチームで行います 2. 怪我の度合いにより医療機関へ搬送し保護者へ連絡いたします 3. 補償につきましては加入していますスポーツ保険にて行います
<p>第 10 条〔休会〕</p> <p>病気や怪我等やむを得ない事情によりチーム代表が認めた場合に限り、1 ヶ月以上活動を休まれる場合は、休会することができます。休会期間中の月会費は規定の金額を納入頂きます。休会を希望する場合は、休会しようとする月の前々月の末日までに休会届を提出してください。</p>
<p>第 11 条〔退会〕</p> <p>病気や怪我、その他やむを得ない事情によりチーム代表が認めた場合に限り、クラブを退会することができます。退会を希望される場合は、退会される月の前々月の末日までに退会届を提出してください。</p>
<p>第 12 条〔除名〕</p> <p>本クラブの活動に支障をきたす者、指導方針及び内容を理解できない者で、話し合いを経ても改善の見込みがないと判断した場合、本クラブから除名できる。除名を決定する一切の権限は本クラブにあり、それに対する異議申立ては受け付けない。</p>
<p>第 13 条〔クラブ活動の停止・閉鎖〕</p> <p>本クラブは、社会情勢の変化その他本クラブの継続を困難とする事由が生じた場合には2 ヶ月前に予告することにより無条件に停止・閉鎖することができます。ただし、天災、地変その他の不可効力により本クラブの継続が不可能となったときには、予告をせずに直ちに活動の停止または閉鎖することができます。尚、停止の場合においても指導環境の保全や指導者確保の為、月会費は発生するものとする。</p>
<p>第 14 条〔写真・映像の使用〕</p> <p>本クラブ活動中に記録された写真、映像に関する一切の権利は本クラブに帰属するものとする。これは本クラブ広報活動や活動記録のために、伊勢原FCフォレストフォレスト公式ホームページやフェイスブック、その他資料、取材などに使用されることがあります。</p>
<p>第 15 条（免責事項）</p> <p>会員は、本クラブにおける盗難、障害、往復中、その他の事故について本クラブに対して何らかの賠償請求をすることはできず、本クラブも一切の賠償を行わないものとする。</p>

第 16 条〔個人情報の取り扱い〕								
頂いた個人情報につきましては本クラブの活動以外に利用することはありません。								
第 17 条〔改正及び細則〕								
本クラブは、必要に応じ随時本規約を改正することができるとともに、本規約に定めのない事項について細則を定めることができる。								
第 18 条〔施行〕								
本規約は、2019年4月1日から施行する。								